

## 民法（債権法関係）の改正に伴う「インターネット支店」取引規定改訂のお知らせ

当行は、民法（債権法関係）の改正（2020年4月施行）を踏まえ、2020年4月1日から、「インターネット支店」取引規定を改訂いたします。

※改訂後の新規定は、改訂前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

## 1. 改訂要旨（具体的な改訂内容は下記3. のとおり。）

サービス内容および規定の変更を行う場合の手續の明確化

## 2. 改訂実施日

2020年4月1日（水）から

## 3. 具体的な改訂内容

| 改訂前   | 改訂後   |
|---|---|
| <p>第8条 取引・サービス等の変更</p> <p>当行は、当店で取り扱う取引の種類、サービス、手数料等の内容を変更する場合があります。<u>なお、その場合は、当行ホームページへの提示にてお客さまに通知するものとします。</u></p>  | <p>第8条 取引・サービス等の変更</p> <p>当行は、<u>第15条の手續により</u>、当店で取り扱う取引の種類、サービス、手数料等の内容を変更する場合があります。</p>  |
| <p>第15条 規定の変更</p> <p><u>(1) 当行は、本規定の内容をお客さまに事前に通知することなく任意に変更することができるものとし、変更日以降は変更後の内容にしたがい取り扱うものとします。なお、規定の内容を変更する場合、当行は変更後の内容を当行ホームページに掲示するなど当行所定の方法により告知します。</u></p> <p><u>(2) 当行の任意の変更によって生じた損害について、当行は責任を負いません。</u></p> | <p>第15条 規定の変更</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p><u>(3) 当行の任意の変更によって生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p> |